

議案第 97 号

伊賀・信楽古陶館条例及び伊賀焼伝統産業会館条例の一部改正について

伊賀・信楽古陶館条例及び伊賀焼伝統産業会館条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 27 年 8 月 31 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀・信楽古陶館条例及び伊賀焼伝統産業会館条例の一部を改正する条例

(伊賀・信楽古陶館条例の一部改正)

第 1 条 伊賀・信楽古陶館条例(平成 16 年伊賀市条例第 175 号)の一部を次のように改正する。

第 15 条中「5 年間」を「3 年間」に改める。

(伊賀焼伝統産業会館条例の一部改正)

第 2 条 伊賀焼伝統産業会館条例(平成 16 年伊賀市条例第 179 号)の一部を次のように改正する。

第 15 条中「5 年間」を「3 年間」に改める。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。